

手続対比一覧表

	任意整理	特定調停	個人再生 (小規模個人再生)	個人再生 (給与所得者再生)	破産(同時廃止型)	破産(管財型)
だれが(どこで)するか	弁護士が依頼を受けて依頼者のために交渉する	簡易裁判所	地方裁判所	地方裁判所	地方裁判所	地方裁判所
どういう時に利用できるか	特に決まりはない	支払不能になるおそれがあるとき	支払不能になるおそれがあるときで、継続的に又は反復して収入があるとき	支払不能になるおそれがあるときで、給料や定期的な収入があって、その収入の変動が少ないとき	支払不能のときで、手続費用以外に財産がないとき	支払不能のとき(会社は債務超過でも可)
どういう整理のしかたになるか	支払型 特に決まりはないが分割払いや支払額の変更が多い	支払型 特に決まりはないが分割払いや支払額の変更、一部カットなどが多い	支払型 債務の一定割合を3～5年で分割払(最低支払額あり)	支払型 債務の一定割合を3～5年で分割払(最低支払額は収入との関係で厳しい決まりがある)	清算型 ほんとうに財産がないかどうか裁判所が確認(財産があれば管財型へ)	清算型 管財人が財産を売って現金化して債権者に配当
どういう場合に支払計画が認められるか(原則)	話がまとまった債権者とはひとりずつ支払条件を変更できる	原則として債権者全員と話がまとまったとき	債権者が投票して多数決で決める(債権者の半数以上の人が反対するか、全体の金額の半分以上を超える人が反対するとアウト)	最低支払額の決まりを守っていればよい債権者の投票はない(意見を聞くだけ)		
持ち家(自宅)はどうなるか	支払計画の内容と、抵当権を持っている債権者(銀行など)との話し合いの結果による	支払計画の内容による	自宅に住宅ローン以外の借金の抵当権がついていなければ、そのまま住宅ローンを払っていったり持ち家を残せる(住宅資金特別条項)	自宅に住宅ローン以外の借金の抵当権がついていなければ、そのまま住宅ローンを払っていったり持ち家を残せる(住宅資金特別条項)		管財人が売却
手続を利用した場合、職業上の資格制限はあるか	特にない	特にない	特にない	特にない	会社役員、弁護士、公認会計士、宅建業、保険外交員、警備員などの資格はなくなる	会社役員、弁護士、公認会計士、宅建業、保険外交員、警備員などの資格はなくなる
残りの借金はどうなるか	債権の一部カット(免除)に同意してもらえれば、計画通り支払がすめば残りの支払義務が消える	調停がまとまり、債権の一部カット(免除)に同意してもらえたら、計画通り支払がすめば残りの支払義務が消える	多数決で計画が認められ、裁判所も計画を認めたとき、計画通り債権の一部がカット(免除)される	債権者の意見を確認したうえで裁判所が計画を認めれば、計画通り債権の一部がカット(免除)される	無駄遣いやギャンブル等の問題行動(免責不許可事由)をしていなければ、免責決定が出て、支払義務が消える	無駄遣いやギャンブル等の問題行動(免責不許可事由)をしていなければ、免責決定が出て、支払義務が消える